

**長野県佐久建設事務所告示第4号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月7日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

1 路線名 諏訪白樺湖小諸線

2 供用を開始する区間

北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字割橋1501番の1地先から  
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字樽ヶ沢1500番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成31年3月7日

道路管理課

**長野県北信建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年3月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月7日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

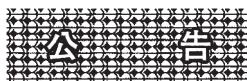
1 路線名 秋山郷森宮野原停車場線

2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字堺字白土17335番の3地先から  
下水内郡栄村大字堺字白土17335番の3地先まで

3 供用を開始する期日 平成31年3月7日

道路管理課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年3月7日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 許可番号

平成31年2月12日 長野県指令30都第29-12号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字押羽字中郷578-4、579-1の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字押羽579

富岡理樹

都市・まちづくり課

**公告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成31年3月7日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雜踏警備業務 (1級)	平成31年 6月8日 (土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字 桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関する事項 (3) 雜踏の整理に関する事項 (4) 雜踏警備業務の管理に関する事項 (5) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
実技試験	(1) 雜踏の整理に関する事項 (2) 雜踏警備業務の管理に関する事項 (3) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(8) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(10) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成31年4月4日（木）から平成31年4月5日（金）まで

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

## (2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成31年5月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、次に掲げる書類

(7) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し

(イ) (7)の合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

## (3) 検定手数料

検定手数料（1万3,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課